

# 税のお知らせ

## 11月の納税等

- 国民健康保険税／第5期
- 後期高齢者医療保険料／第5期
- 介護保険料／第4期
- 農業集排水処理施設使用料／第4期
- 保育料／11月分
- 納期限／11月30日(金)

納期限内の納付にご協力ください。  
納付は便利な口座振替をご利用ください。

## 配偶者控除・配偶者特別控除が変更になります。

平成31年度にかかる個人住民税（平成30年1月1日～12月31日の収入で計算する住民税）から配偶者控除、配偶者特別控除の金額がそれぞれ変更となります。変更後の住民税所得控除額は次のとおりです。なお、どちらの控除も納税義務者本人の所得が1千万円を超える場合は適用できません。

### 変更後 配偶者特別控除

納税義務者の合計所得金額 (給与収入参考)	控除額							
	配偶者の合計所得金額							
	38万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
900万円以下 (1120万円以下)	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
900万円超 950万円以下 (1120万円超 1170万円以下)	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
950万円超 1000万円以下 (1170万円超 1220万円以下)	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

### 変更後 配偶者控除

納税義務者の合計所得金額 (給与収入参考)	控除額	
	控除対象 配偶者	老人控除対象 配偶者
900万円以下 (1120万円以下)	33万円	38万円
900万円超 950万円以下 (1120万円超 1170万円以下)	22万円	26万円
950万円超 1000万円以下 (1170万円超 1220万円以下)	11万円	13万円

## 個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日(金)です。

今年度から、第二期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しておりますので、次のいずれかの方法で納付してください。  
(なお、納付書を紛失された方は管轄の県税事務所へお問合せください。)

### ●納付場所および納税方法

- 金融機関、県税事務所の窓口
- コンビニエンスストア、M M K 設置店

※納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

○Payeasy（ペイジー）に対応したインターネットバンキングまたはATM

○インターネットでのクレジットカードによる納付

### ●その他

領収証書が必要な方は、金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、M M K 設置店で納付してください。

また、納税には便利で安全な口

座振替の制度もあります。  
ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続をしてください。

### ●問合せ先

西尾張県税事務所  
県民税・事業税第二グループ  
☎0586-4513169  
(ダイヤルイン)  
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

### 税務署から相談窓口のお知らせ

**インターネット上の税務相談室 「タックスアンサー」**

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、項目別に又はキーワードで身近な税金に関する情報が検索できます。タックスアンサーは、インターネット環境のあるパソコンのほかスマートフォンや携帯電話からも利用できます。

タックスアンサー

**電話相談センター**

国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください。

- ① 津島税務署（TEL.0567-26-2161）へお電話をお掛けください。
- ② 自動音声によりご案内しますので、を押してください。（案内の途中でも押すことができます。）
- ③ 自動音声に従って、相談したい内容の番号を選択してください。

【受付時間等：8:30～17:00（土日祝日、年末年始を除く。）】